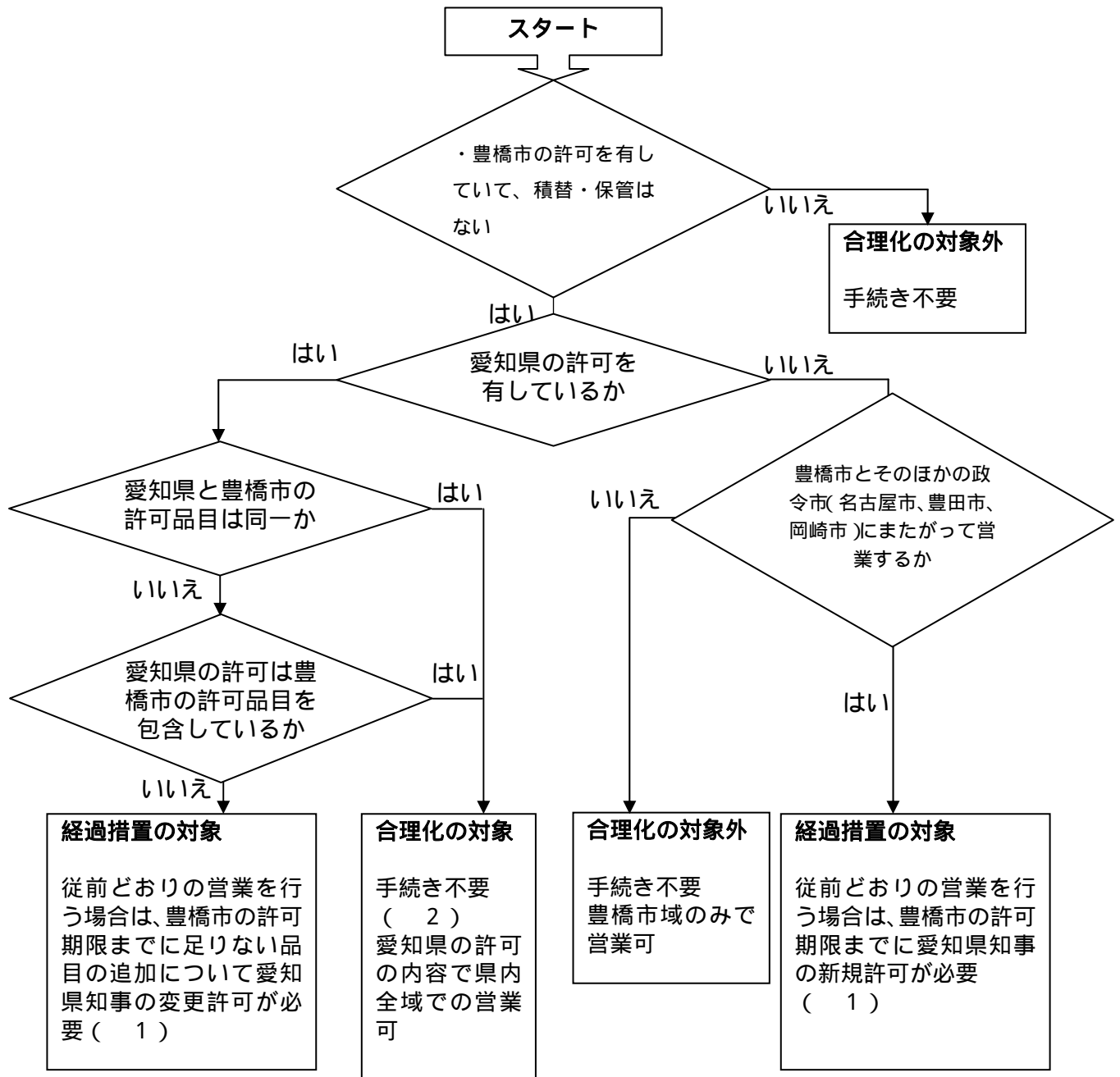


## 既存の豊橋市長許可の収集運搬業者が従前どおりの業を行うためには

愛知県内において、豊橋市とそのほかの政令市（名古屋市、豊田市、岡崎市）にまたがって（特別管理）産業廃棄物収集運搬業（積替・保管なし）を営んでいる既存の収集運搬業者の方が、平成 23 年 4 月 1 日以降も、従前どおりの業を行うには、既に取得している愛知県や豊橋市の許可の内容によって対応が異なります。

既存の収集運搬業者の方が従前どおりの業を行うために必要な手続は、次の判定チャートで判定してください。



1 平成 23 年 4 月 1 日以降、愛知県の新規又は変更許可を受けるまでは、豊橋市長許可はその有効期間内に限り有効なものとして取り扱われます。なお、愛知県の新規又は変更許可を受けた時点で豊橋市長許可は失効します。

2 平成 23 年 4 月 1 日時点で豊橋市の許可は失効します。

<申請時期に関する注意事項>

経過措置により、豊橋市長の許可内容は、その許可の期限までは継続しますので、その許可の期限の2～3ヶ月前を目安に愛知県に申請してください。